

特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例チェックシート・措法35条の2
--

氏 名 _____

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。

1	譲渡（売却）した土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）は、国内にある土地等で、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（以下「取得期間」といいます。）に取得したものですか？	いいえ	特 例 の 適 用 を 受 け ら れ ま せ ん
はい			
2	譲渡（売却）した土地等は、配偶者や直系血族などの特別な関係がある者以外の者（第三者）から取得したものですか？	いいえ	
はい			
3	取得期間に取得した土地等は、相続、遺贈、贈与、交換、代物弁済及び所有権移転外リース取引（以下「相続等」といいます。）による取得以外の事由により取得した土地等でしたか？ （注） 取得期間に土地等を取得した個人から相続等により取得した土地等は、この特例を受けることができませんので、「いいえ」を選択してください。	いいえ	
はい			
4	譲渡（売却）した土地等は、棚卸資産ではありませんか？	いいえ	
はい			
5	平成30年分以前に旧措法37条の7（大規模な住宅等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）を適用している場合で、今回譲渡（売却）した土地等は、当該旧措法37条の7に係る事業の造成事業者に譲渡（売却）したものではありませんか？	いいえ	
はい			
譲渡益を限度として 特 例 の 適 用 を 受 け る こ と が で き ま す			

【留意事項】

- 他の特例との関係について
所法第58条、措法第31条の2、第33条～第33条の4、第34条～第35条、第35条の3、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4、第37条の5、第37条の6、第37条の8の特例を適用する譲渡については、本特例の適用を受けることはできません。
- 基礎控除や配偶者特別控除などの所得控除の適用に当たっての合計所得金額の判定は、1,000万円の特別控除前の譲渡益の金額で判定します。

確定申告書に次の書類を添付して提出してください。

☐ 登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類（譲渡資産の取得時期を明らかにするもの）

（注）登記事項証明書については、「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」を提出することなどにより、その添付を省略することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
--